

船舶事故調査報告書

平成25年12月12日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）
委員 庄司 邦昭
委員 根本 美奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成25年4月14日（日） 14時30分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市足摺岬沖のワルガネ（岩礁） 足摺岬灯台から真方位217° 890m付近 （概位 北緯32° 43.2′ 東経133° 00.9′）
事故調査の経過	平成25年4月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 ^{たいこう} 大幸丸、8.5トン K02-6678（漁船登録番号）、個人所有 12.00m (Lr) × 3.78m × 1.26m、FRP ディーゼル機関、323.62kW、平成12年11月15日 第282-18667号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年11月6日 免許証交付日 平成20年6月30日 （平成25年11月5日まで有効） 釣り客A 男性 44歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、足摺岬沖の磯にいた釣り客3人を収容し、釣り客A及び釣り客Bのいるワルガネに向かった。 船長は、操舵室右舷側にある操縦席で立って操船し、ワルガネ南東部に到着して船首の槍出し部（以下「船首部」という。）を岩に押し付けたものの、うねりの影響で船首が固定できなかったため、着け直すため、機関を後進にかけ、ワルガネから少し離れた後、当初に着けた場所より少し南側の岩に船首部を押し付けた。 釣り客Aは、本船が船首部を岩に押し付けたので、釣り具を渡すため、本船に近づき、船首部にいた釣り客Cに釣り具を渡した。 釣り客Aは、本船に乗り移ろうとして船首部に向けて飛び降りた際、船首部がうねりにより、急激に下がったので、乗り移ることがで

	<p>きず、船首部左舷外側のハンドレールにしがみついたとき、平成25年4月14日14時30分ごろ左足が船首部のタイヤと岩の間に挟まれた。</p> <p>船長は、船首部を岩に押し付け、タイヤを岩に乗り揚げて固定させようと考えていたところ、釣り客Aが、釣り具を渡そうとして本船に近づいた際、本船の下に潜り込んだように見えたので、急いで後進し、海に浮いている釣り客Aを認めた。</p> <p>船長は、釣り客Aを収容するために近づき、左舷側中央部から梯子を降ろし、釣り客が本船上に釣り客Aを引き上げた際、釣り客Aの左足の靴が脱げており、負傷していることを知った。</p> <p>船長は、釣り客Aの状態を確認し、ワルガネに着けて釣り客Bを収容した後、土佐清水市伊佐漁港に帰った。</p> <p>釣り客Aは、近くの病院で応急処置を受けた後、救急車で県の医療センターに搬送され、左足首及び足の多発性損傷（左第1～5足趾骨折、左下肢皮膚剥脱創及び第2～4足趾伸筋腱断裂）と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波向 南西、波高 約1.5m、潮汐 低潮期、潮高 約19cm（土佐清水）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船首部の先端下部に防舷材として重さ約600kg、厚さ約80cmのタイヤ1個を取り付け、船首部の両舷側にステンレス製の高さ約60cm、長さ約3.6mのハンドレールを設けていた。</p> <p>船長は、もう1人の遊漁船業務主任者（以下「共同経営者」という。）と遊漁船業を営んでおり、ふだん2人で乗り込み、船長と乗下船の誘導等に当たる補助者を交互に行っていたが、本事故当日は、共同経営者が用事で不在のため、船長が1人で操船を行っていた。</p> <p>船長は、共同経営者が不在であり、天候が悪い場合、知人などに補助者として乗ってもらっていたが、本事故当時、荒天ではなかったため、1人で乗り組んでいた。</p> <p>本船では、船長が1人で釣り客を迎えに行く場合、船首部を岩に押し付け、磯にいる釣り客の釣り具を乗船している釣り客に船首部で受け取ってもらうようにしていた。</p> <p>船長は、本事故時、タイヤを岩に乗り揚げて固定させようと考えており、波の状況に注意を向けていたこと、及び船首部に釣り客がいたことから、ワルガネにいる釣り客Aが釣り客Cに釣り具を受け渡す状況が把握できていなかった。</p> <p>船長は、本事故時、釣り客Aに対し、マイクを使用するなどにより、船に乗り移る時機の合図及び安全に乗船するための注意を行っていなかった。</p> <p>釣り客Aは、瀬渡しを受けた経験が豊富であり、ふだん利用している瀬渡し船には補助者が必ず乗っており、荷物等の受渡し、磯への渡り</p>

	<p>及び船への乗り移りについては、補助者の合図で行っていた。</p> <p>釣り客Aは、本船を利用したのは2回目であった。</p> <p>釣り客Aは、本事故時、救命胴衣を着用し、磯釣り用の靴を履いていた。</p> <p>船長は、本船を使用して遊漁船業を営むため、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、高知県に遊漁船業者の登録をしており、平成15年8月20日高知県知事に対して業務規程の届出をしていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、ワルガネにおいて、船首部を岩に押し付けて瀬渡し中、釣り客Aが、船首部付近の岩から本船に乗り移ろうとして飛び降りた際、うねりで船首部が下がったことから、乗り移ることができず、船首部のタイヤと岩の間に左足を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故時、岩に船首部を押し付け、タイヤを岩に乗り揚げて固定させようと考えており、波の状況に注意を向けていたこと、及び船首部に釣り客がいたことから、ワルガネにいる釣り客Aの状況が把握できていなかったものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、船首部が岩に押し付けられたので、乗り移りの準備が整ったと思い、釣り具を渡し、本船に乗り込もうとしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ワルガネにおいて、船首部を岩に押し付けて瀬渡し中、釣り客Aが、船首部付近の岩から本船に乗り移ろうとして飛び降りた際、うねりで船首部が下がったため、乗り移ることができず、船首部のタイヤと岩の間に左足を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬渡し業務を行う事業者は、釣り客が、安全に磯へ渡ったり、船に乗り移ったりすることができるよう、船長とは別の補助者を乗船させておくことが望ましい。 ・船長は、船首部を岩に押し付けて瀬渡しを行う場合、船首部にいる釣り客と磯にいる釣り客に対し、マイクを使用するなどにより、船に乗り移る時機の合図及び安全に乗船するための注意を行うこと。 ・船長は、瀬渡し中、操船者から船首部付近が見えるよう、船首部に釣り客の立入りを制限するなどし、視界を確保すること。